

平成十三年経済産業省令第百六十八号

計量法第十六条第一項第二号イに規定する
指定検定機関を指定する省令

計量法（平成四年法律第五十一号）を実施する
ため、計量法第十六条第一項第二号イに規定する
指定検定機関を指定する省令を次のように定め
る。

計量法（平成四年法律第五十一号）第十六条
第一項第二号イに規定する指定検定機関として
次の者を指定する。

指定検定機関の名称	検定を行う事 業所の名称
財団法人日本品質保証機構（昭和計量計測セン 三十二年十月二十八日に財団法人タ 日本機械金属検査協会という名称 で設立された法人をいう。以下同 じ。）	中部試験セン ター
財団法人日本品質保証機構	関西試験セン ター
財団法人日本品質保証機構	九州試験所

この省令は、公布の日から施行し、平成十三
年四月一日から適用する。

**附 則（平成二〇年二月一日経済産業
省令第八二号）**

この省令は、一般社団法人及び一般財団法人
に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一
日）から施行する。

**附 則（平成二二年五月二五日経済産業
省令第二六号）**

この省令は、公布の日から施行し、平成二十
二年四月一日から適用する。